

事務所ニュース [No.275]



◎新型コロナウイルス対応助成金

—従業員を雇用する事業主の方へ—

雇用調整助成金

厚労省 発表 ⇒ R4.11月まで延長

12月以降は助成率が変更

原則的な措置

受給額

令和4年10月～11月

- ・1日あたりの助成金上限 8,355円
- ・助成率 9/10（解雇があった場合 4/5）

詳細は秋本、染矢に
お問い合わせください



業況特例

生産指標（売上高）が30%以上減少している事業主は、
受給額が10/10（限度額上限 12,000円）

小学校休業等対応助成金

※7～9月分は11月末日が申請期限です

助成内容

有給で休暇を取得した
対象労働者に支払った
賃金相当額×10/10

助成金額

日額上限額
令和4年10月～11月 8,355円

休暇取得期間

令和4年11月まで

労働災害への備えはできていますか？

働く人の人命・健康を守るのは使用者の責任です
万一の場合の補償義務に労災保険の加入は企業の義務です。また、従業員と共に働く使用者
（中小企業主等）もこの機会に労災保険の特別加入をおすすめします

給与台帳・給与明細のデジタル化（ペーパーレス）しませんか？

担当者の事務簡素化が図れ、ペーパーレスになった事業所から好評をいただいています。
この機会にぜひ試してみてくださいはいかがですか？

（担当：秋本、小牧、井上）

育児・介護休業法が施行（R4.10.1）されました

育児・介護休業規則の新たな作成が必要です

（担当：小牧）

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>